



市税・国保料は納期限までに!

暮らしを支える市税と国保料

市税や国民健康保険料(国保料)には、皆さんの暮らしや医療を支える大切な役割があり、皆さんが公平に負担しています。

99.10%
上の数字は、平成30年度に課税された市税の収入率です。多くの方は、定められた納期限までに市税や国保料を納付しています。

子育で支援や福祉サービス、ごみ処理、道路・公園などの整備、教育、消防・救急などに使われています。もし納付されなければ、市の財源が不足し、行政サービスの低下につながります。また、納付が遅れると、納期限までに納付し

ている方との公平性を保てません。市税・国保料は、必ず納期限までに納めてください。

市税・国保料の納め方

□座振替、納付書納付、特別徴収による納付方法があります。

□座振替がお勧め

□座振替は、金融機関等に出向いて支払う手間や、納め忘れがありません。手続きも簡単です。

納付書納付も便利に

バーコード付きの納付書は、コンビニエンスストアの他、LINE PayやPayPayでも納付(スマホ決済)できます。

□座振替やスマホ決済についてのお問い合わせは、**納税管理課** 25・5917まで。

●市税等の納期限

(土・日曜日、祝日などの場合は翌日)

税目等	納期限
固定資産税・都市計画税	1期 4月30日
	2期 7月31日
	3期 9月30日
	4期 12月25日
市・道民税(普通徴収)	1期 6月30日
	2期 8月31日
	3期 10月31日
	4期 1月31日
市・道民税(給与からの特別徴収)	徴収した日の翌月10日
軽自動車税	5月31日
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月末(12月は25日)

給与所得者の特別徴収

特別徴収とは、事業所が従業員に代わり、給与から市・道民税を差し引いて納める方法です。これは地方税法により義務づけられています。旭川市では、原則として全ての給与所得者(パート・アルバイトを含む)が、特別徴収により課税されています。

従業員が自分で納付する普通徴収に比べて、特別徴収は、従業員が自分で納める手間が省け、納め忘れがなくなります。また、普通徴収の納期は年4回ですが、特別徴収の納期は年12回なので、1回当たりの納付金額が普通徴収より少なくなります。

特別徴収についてのお問い合わせは、**市民税課** 25・5786まで。

納期限までに納付されないと
督促状が送付されます!

困った!納められない!まずはご相談ください

納付の猶予制度
があります

納税推進課
(総合庁舎2階 22番窓口)

☎25・5980



督促状発送後も、電話やご自宅への訪問、催告文書の発送を行っています。納付できない事情のある方は、必ずご相談ください。

※開庁時間内に相談できない方のために、夜間・休日納付相談窓口を設けています。1月の開設日は本誌18ページに掲載しています。

市税等には納付の猶予制度があります。災害や盗難で財産を失った方や、著しい損失で事業を廃止した方など、やむを得ず納付できない場合は、早めにご相談ください。

※申請に当たっては、収支明細書等が必要です。また、担保が必要な場合もあります。

納付の猶予を受けると…

- 原則1年(最大2年)以内に限り、納付が猶予されます
- 猶予期間中の延滞金の一部または全部が免除されます

督促状が届いた！



1
督促

放置すると…



2
財産調査

財産があると…



3
差押え



督促状が届いたら、すぐに納めてください。「督促状が届いたけど、まあいいか」「ローンの支払いがあるし」「全く納めてないわけじゃないし」と放置してしまい、差押えになってしまった方もいます。

督促状ってなに？



法律に基づき、市税や国保料を納期限までに納めていない方へ納付を促す重要な文書です。督促状が届いたのに放置してしまうと、財産調査や差押えにつながってしまうので、納付が間に合わないときは、すぐに納税推進課☎25・5980まで連絡してください。

財産調査ってなに？



法律に基づき、金融機関・勤務先・保険会社・取引先などに、預貯金・給与・生命保険・売掛金などの状況を調査します。調査により、市税や国保料を滞納していることが調査先に知られてしまうことがあります。また、職員が家の中などを調査する「搜索」を行うこともあります。

差押えってなに？



法律に基づき、本人の了解の有無にかかわらず、預貯金・給与・生命保険・売掛金等の債権や、自動車・バイク等の動産、土地・家屋等の不動産などの財産を差し押さえます。

例えば、給与差押えの場合、勤務先は、法律に基づく差押禁止額を本人に支払い、残りの額を市に納めます。不動産差押えの場合、公売という手続きで売却し、金銭化します。市は、これらの金銭を市税や国保料に充てます。

こちらの窓口も
ご利用ください

自立サポートセンター
(第二庁舎4階)

☎23・1134

FAX 22・8020

市税等の納付が遅れている方の中には、複数の問題を抱える方が少なくありません。

- 種々の支払いが滞っている
- 収入が少ない、全くない
- 仕事が続かない、見つからない
- 健康状態が悪く生活に不安がある
- 生活費のやりくりが難しい

このようなことでお困りの方は、ぜひご相談ください。市税等に関することに限らず、暮らしや仕事の悩み、不安に思うことについての話を伺い、解決方法を一緒に検討して支援プランを作ります。相談の内容に応じた情報提供はもちろん、必要に応じて相談窓口への同行や、公的制度・サービスなどの活用をお手伝いします。一人で悩まず、一緒に考えませんか。